

不良行為少年の補導状況

		飲酒	喫煙	深夜はいかい	不良交友	暴走行為	家出	その他	合計
学 職 別	小学生			3	3		18	79	103
	中学生	6	204	196	7	4	68	180	665
	高校生	11	207	292	4	3	28	35	580
	その他学生	4	26	3				4	37
	有職少年	28	544	371	3	35	3	25	1,009
	無職少年	4	338	308	4	26	8	24	712
年 齢 別	10歳以下				3		8	42	53
	11歳			3			6	23	32
	12歳		2	13			7	30	52
	13歳		29	27	2	2	24	53	137
	14歳	5	107	91	5	1	26	79	314
	15歳	6	181	193	1	3	24	45	453
	16歳	9	410	460	4	21	15	30	949
	17歳	10	342	362	1	20	8	22	765
	18歳	19	169	24	3	17	3	15	250
	19歳	4	79		2	4	4	8	101
合計	53	1,319	1,173	21	68	125	347	3,106	

※ その他は、「粗暴行為」、「刃物所持」、「金品不正要求」、「金品持ち出し」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性的行為」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」。

非行少年を生まない愛媛づくり

少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援

★ 少年を見守る社会気運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域のボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。

少年サポートセンター分室「ひめさほ」では、

- 友達や親子関係等で悩んでいる
- 犯罪の被害に遭った
- いじめに遭っている
- 子どもの非行で困っている

など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

電話 089-934-0110(警察本部代表電話番号)

日時 月曜～金曜及び第1・第3土曜(祝日等を除く) 午前9時～午後5時

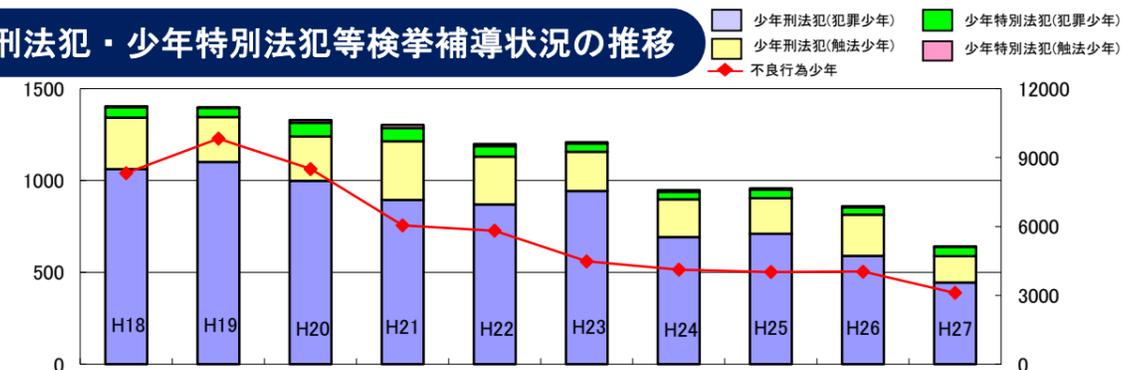
愛媛県警察

少年非行の概況(H27年)

少年非行の特徴

- 少年刑法犯は大幅減少(-27.8%)。統計資料が残る昭和50年以降で最少。
- 少年刑法犯の41.8%は中学生(小・中・高校生で71.6%)。
- 少年刑法犯の56.1%は初発型非行。うち68.5%は万引き。
- 少年特別法犯は大幅に増加(+35.0%)。
- 少年特別法犯の40.7%は軽犯罪法違反、次いで18.5%は児童ポルノ法違反。

少年刑法犯・少年特別法犯等検挙補導状況の推移



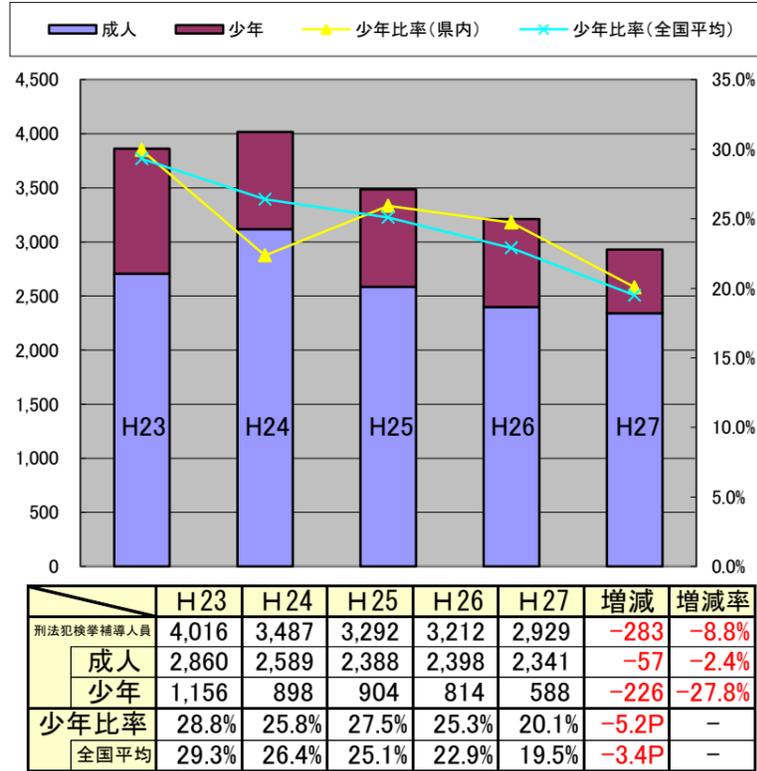
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	増減	増減率
少年刑法犯	1,342	1,346	1,239	1,214	1,130	1,156	898	904	814	588	-226	-27.8%
犯罪少年	1,062	1,102	999	894	870	943	692	711	590	445	-145	-24.6%
触法少年	280	244	240	320	260	213	206	193	224	143	-81	-36.2%
少年特別法犯	63	52	90	90	69	53	50	54	40	54	+14	+35.0%
犯罪少年	57	50	76	72	57	47	40	46	33	50	+17	+51.5%
触法少年	6	2	14	18	12	6	10	8	7	4	-3	-42.9%
非行少年総数	1,405	1,398	1,329	1,304	1,199	1,209	948	958	854	642	-212	-24.8%
非行少年に占める触法少年の割合	20.4%	17.6%	19.1%	25.9%	22.7%	18.1%	22.8%	21.0%	27.0%	22.9%	-4.1P	-
全国平均	14.0%	14.5%	15.8%	16.3%	16.6%	17.0%	17.3%	17.8%	19.0%	19.2%	+0.2P	-
非行率	6.72	6.74	6.21	6.08	6.18	6.32	4.91	4.94	4.45	3.22	-1.23	-27.6%
全国平均	7.59	6.99	6.26	6.25	6.27	5.71	4.81	4.18	3.65	2.95	-0.70	-19.2%
不良行為少年	8,325	9,822	8,505	6,045	5,819	4,481	4,124	4,012	4,035	3,106	-929	-23.0%

※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口(国勢調査による6~19歳の人口)千人当たりの少年刑法犯検挙補導人員。

非行少年等警察署別検挙補導状況

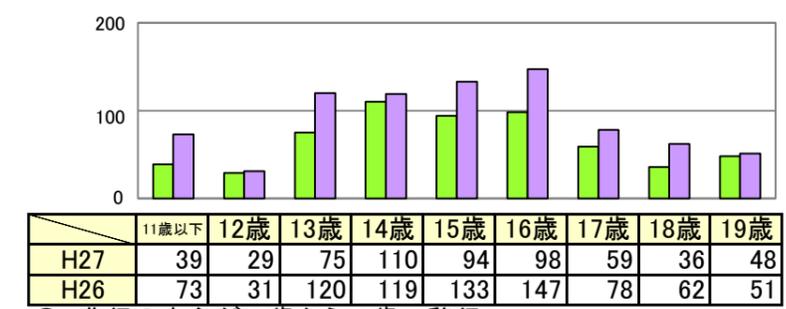
	少年刑法犯		少年特別法犯		非行少年の占める署別割合	不良行為少年 ※少年課除く
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
四国中央	12	5	4		3.3%	151
新居浜	26	11	10		7.3%	215
西条	31	6			5.8%	221
西条西	24	12	2		5.9%	64
今治	54	16	16		13.4%	472
伯方					0.0%	25
松山東	103	27	9	1	21.8%	512
松山西	66	19	3	1	13.9%	534
松山南	57	25	2		13.1%	440
久万高原	2				0.3%	5
伊予	35	14	1	2	8.1%	144
大洲	8	3	1		1.9%	68
八幡浜	2				0.3%	50
西予	1				0.2%	24
宇和島	21	5			4.0%	121
愛南	3		2		0.8%	14

刑法犯に占める少年の割合(少年比率)の推移



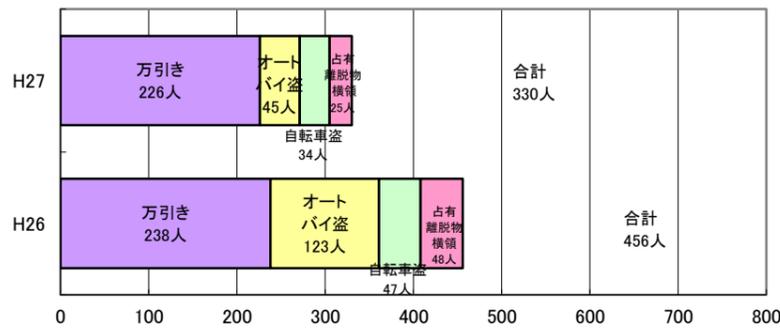
※ 刑法犯検挙補導人員は、触法少年を含む。
 ※ 少年比率は、刑法犯検挙補導人員に占める少年刑法犯の割合。
 ※ 増減及び増減率は前年との対比。

少年刑法犯 年齢別検挙補導状況



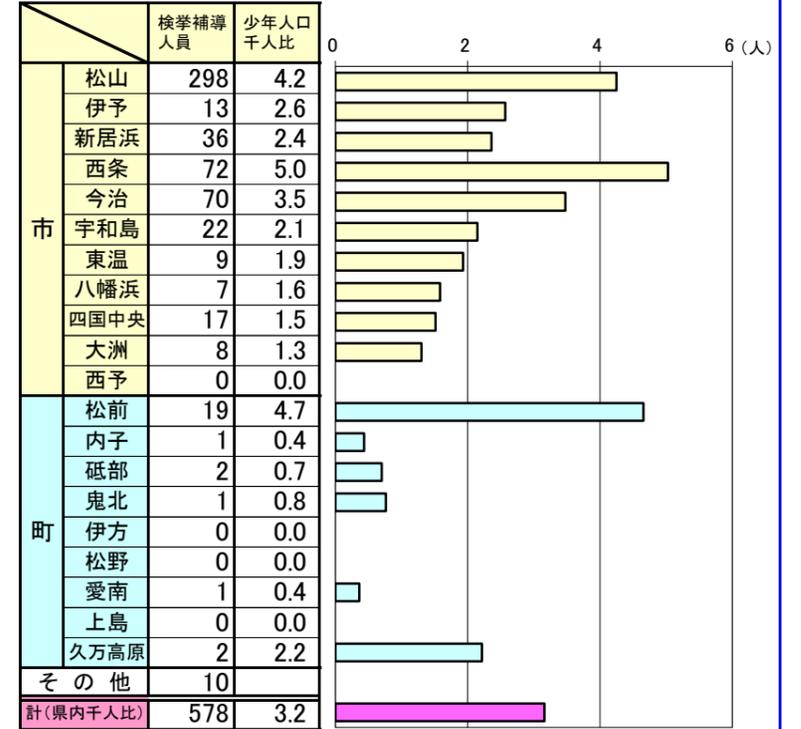
● 非行の中心が16歳から14歳へ移行。
 ● 13歳～16歳で、全体の64.1%(前年63.8%)。

初発型非行 検挙補導状況



● 少年刑法犯のうち初発型非行は330人で、全体の56.1%(前年56.0%)。うち万引きが226人で68.5%(前年52.2%)を占める。

少年刑法犯 居住地別検挙補導状況

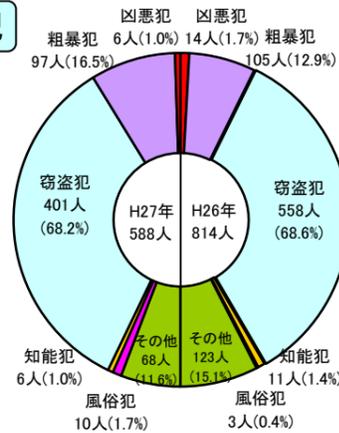


※ 少年人口は平成22年実施の国勢調査による6～19歳の人口を使用。
 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。
 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

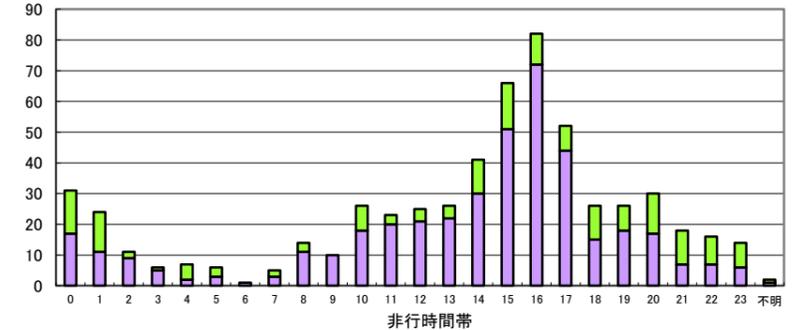
少年刑法犯 罪種別状況

	H27	H26
凶悪犯	6	14
粗暴犯	97	105
窃盗犯	401	558
知能犯	6	11
風俗犯	10	3
その他	68	123
合計	588	814

● 窃盗犯が全体の68.2%(前年68.6%)。うち万引きが56.4%(前年42.7%)。



少年刑法犯 非行時間帯別検挙補導状況

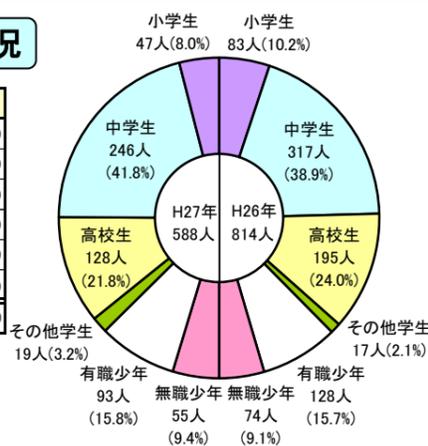


● 小・中・高校生の非行は14時から17時の下校時間帯に集中。

少年刑法犯 学職別状況

	H27	H26
小学生	47 (7)	83 (14)
中学生	246 (37)	317 (64)
高校生	128 (24)	195 (42)
その他学生	19 (0)	17 (3)
有職少年	93 (8)	128 (12)
無職少年	55 (10)	74 (16)
合計	588 (86)	814 (151)

● 中学生が全体の41.8%を占める(前年38.9%)。



少年刑法犯 再非行少年の割合の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	増減
少年刑法犯(初犯)	804	765	772	590	630	515	397	-118
少年刑法犯(再非行)	410	365	384	308	274	299	191	-108
再非行少年の割合	33.8%	32.3%	33.2%	34.3%	30.3%	36.7%	32.5%	-4.2P
全国平均	28.1%	28.5%	29.4%	30.4%	30.3%	30.8%	31.9%	+1.1P

少年特別法犯 検挙補導状況

	合計	年齢別							学職別					
		13以下	14	15	16	17	18	19	中学生以下	高校生	その他学生	有職	無職	
H27	少年特別法犯	54	4	5	12	12	9	7	5	10	25	2	13	4
	毒劇法等	2							2				1	1
	軽犯罪法	22	4	2	8	5	3		7	11		3	1	
	児童ポルノ法	10		3	1	2	3	1	3	6			1	
	迷防条例	6			2	2		2		5	1			
H26	少年特別法犯	40	7	3	6	4	4	7	9	10	6	1	19	4
	毒劇法等	6							3	3			4	2
	軽犯罪法	14	6	2	2	3	1		8	2		2	2	
	児童ポルノ法	2				1		1		1			1	
	迷防条例	5		1	2			1	1	1	3	1		

※ 毒劇法等は、「毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法」違反、児童ポルノ法は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」違反、迷防条例は、「愛媛県迷惑行為防止条例」違反の検挙補導人員を示す。

● 軽犯罪法違反が全体の40.7%(前年35.0%)。次いで児童ポルノ法違反が全体の18.5%(前年5.0%)。
 ● 小・中・高校生が全体の64.8%(前年40.0%)。

★ 本リーフレットで使用している用語の解説

刑法犯	刑法に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法令に規定する罪をいう。
特別法犯	刑法犯を除く全ての犯罪(条例を含む)をいう。
犯罪少年	特に断りのない限り、犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
非行少年	刑法犯、特別法犯を犯した少年(犯罪少年及び触法少年)をいう。
初発型非行	万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をして補導した少年をいう。

※ 本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。